

東広島市教育委員会定例会（平成29年11月）議事録【非公開（議会上程後公開）】

1 日 時 平成29年11月21日（火）午後3時00分～午後4時25分

2 出席者

(1)教育長 津森教育長

(2)委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、織田委員、長嶋委員

欠席：京極委員

(3)事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、上田学校教育部次長兼教育総務課長、舛金教育調整監、池田学事課長、祭田指導課長、村上青少年育成課長、藤岡学校教育部次長兼東広島学校給食センター所長、森岡西条学校給食センター所長、柴田安芸津学校給食センター所長、武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

下宮生涯学習部長、國廣生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山スポーツ振興課長、岡田生涯学習部次長兼文化課長、諏訪黒瀬生涯学習センター長、森住豊栄生涯学習センター長、青木河内生涯学習支援センター長

(4)書記 青山主査

3 場 所 東広島市役所北館 会議室201

4 議 題

(1)報告事項

報告第53号 東広島市就学援助費について【非公開】

(2)議案

議案第31号 平成29年第4回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

【非公開審議】【原案可決】

報告第53号 東広島市就学援助費について

○ 津森教育長：それでは、報告第53号、東広島市就学援助費について、説明をお願いいたします。

○ 池田学事課長：報告第53号、東広島市就学援助費について、ご報告申し上げます。

それでは、資料の8ページをご覧ください。

この平成29年3月に、文部科学省が示しました要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じて、今年度から小中学校の第1学年を対象に支給する新入学学用品費について、最初に縦3を見ていただきたいのですが、縦3の金額に変更することにつきましては、この4月の定例会でご報告させていただきました。

その上の縦2をご覧ください。この新入学学用品費の支給時期についてなんですけども、これまでは実際に入学した年度の6～7月に支給をしておりましたけども、来年度の新入学生から、入学に必要な学用品費を購入するのは実際には年度末の3月でございますので、その3月に支給できるように支給の手の流れを変更するものでございます。

なお、このことに伴いまして、この後に提案いたします議案第31号、平成29年度東広島市一般会計補正予算の（第4号）教育委員会関係分の中に示しておりますが、小学校就学援助事業として1,301万1,000円、中学校就学援助事業で1,800万2,000円の増額補正をしております。

説明は、以上でございます。

- 津森教育長：この件につきまして、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

議案第31号 平成29年第4回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

- 津森教育長：それでは、議案の審議に移ります。

議案第31号、平成29年第4回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

- 丸山スポーツ振興課長：それでは、議案第31号、平成29年第4回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について、説明いたします。

議案の1ページをお願いいたします。

私からは(1)の公の施設の指定管理者の指定及び(3)の東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正について、ご説明いたします。

まず、議案の2ページから5ページをお願いいたします。

公の施設の指定管理者の指定でございますが、本議案は当課が所管しております市民体育施設5施設とコミュニティスポーツ広場1施設に関し、平成30年度から指定管理者を指定することについて議会の承認を求めるものでございます。

まず、2ページをお願いいたします。

本件につきましては、河内スポーツアリーナ及び入野区民グラウンドの指定管理者を指定するものでございまして、指定を受ける者は、入野自治組織篁の郷会長堀内勇壯氏、指定期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間としております。

次に、3ページをお願いいたします。

本件につきましては、志和市民グラウンドの指定管理者を指定するものでございます。

指定を受ける者は、株式会社陸地コンサルタント、代表取締役 佐々木仁志氏、指定期間は、指定管理者制度の導入から初回のため、平成30年度から32年度までの3年間としております。

次に、4ページをお願いいたします。

本件につきましては、福富多目的グラウンドの指定管理者を指定するものでございます。

指定を受ける者は、株式会社陸地コンサルタント、代表取締役 佐々木仁志氏、指定期間につきましては、平成30年度から平成34年度までの5年間でございます。

5ページをお願いいたします。

本件につきましては、河内市民グラウンド及び河内発祥園コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定するものでございまして、指定を受ける者は、自治組織 you 愛 sun

こうち、会長 河元利行氏、指定期間につきましては、平成30年度から平成34年度までの5年間でございます。

ここで説明員を交代いたします。

- 上田学校教育部長兼教育総務課長：それでは、6ページをお願いいたします。

東広島市使用料条例の一部改正についてでございます。

平成30年4月に開校いたします東広島市立龍王小学校の施設等につきまして、使用料を新たに定めようとするものでございまして、改正の内容は、龍王小学校の学校施設等に係る使用料の額でございますが、(1)にございます学校施設として、学校屋内運動場及び学校校庭について、表に掲げている使用料を定めようとするものでございます。

それから、学校校庭運動場の照明施設につきましては、同じく学校屋内運動場の照明について、グラウンドの表に掲げる使用料を定めようとするものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日としております。

ここで説明員を交代いたします。

- 丸山スポーツ振興課長：続きまして、7ページをお願いいたします。

東広島市市民体育施設の設置及び管理条例の一部改正でございます。

本議案につきましては、新たに黒瀬多目的グラウンドを設置するとともに、当グラウンドの使用料等を定めることについて、議会の承認を求めるものでございます。

名称は黒瀬多目的グラウンドで、9ページに位置図とグラウンドの平面図をお示しさせていただきますいております。

設置位置につきましては、東広島市黒瀬町宗近柳国160番地7でございます。

休場日と利用時間は、既設のグラウンドと同様の日時としております。

使用料につきましては、グラウンド全面を利用する場合につきましては1時間につき900円、サッカー場につきましては1面1時間につき450円、ソフトボール場につきましては1面につき1時間300円、グラウンドゴルフ場につきましては1面1時間につき150円と設定しております。

なお、本使用料の設定につきましては、平成29年10月31日開催の使用料審査会におきましてご審議をいただきまして、平成29年11月10日付けで当審査会から妥当であるとの答申を受けております。

最後に、条例の施行日は、平成30年4月1日としております。

議案第31号に関する説明は、以上でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：議案第31号の(4)の東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明させていただきます。

資料の10ページをご覧ください。

項番1をご覧ください。改正の理由です。

くらの施設及び附属設備に係る利用料金の限度額を新たに定めようとするものです。

ここで、資料にはございませんが、少し利用料金の限度額ということにつきまして、説明させていただきます。

市の施設の利用に関しましては、通常、利用者から料金を徴収いたします。例えば、美術館の入館料、それから先程のようないろんな施設の使用料というものがございます。いずれも個別に条例で料金が定められています。

この中で、文言で使用料というものと利用料金というものと2つの使い分けがしております。

通常は、使用料といいまして、その徴収した料金は市の歳入になります。運営は市が直営を行う場合であっても指定管理者が管理する場合であっても使用料となり、条例で金額が定められております。

一方、利用料金は指定管理者の自主財源となるものでございます。つまり、指定管理者に施設利用に係る料金を直接収納させて、これを指定管理者自身の収入とした上で管理運営経費に充てるものです。利用料金の場合は、市が条例で限度額を定めまして、運営する指定管理者がその限度額の範囲で経営方針を定めて料金を設定し、それを市が承認することとなります。

くらは、市の施設としましては唯一の興行場法に定められた興行場であります。主目的の一つの興行は、収益事業でもあることから、利用料金制を採用しております。

そこで、今回の条例では、施設及び附属設備に係る利用料金の限度額を新たに定めるという表現になっております。

項番2の改正の内容をご覧ください。

まず、1つ目の改正点は、(1)にございますとおり、商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として大小ホールいずれかを利用する場合で、入場料を徴収しないときの利用料金につきまして設定をさせていただくものでございます。この設定につきましても、資料はございませんが、口頭で詳細な説明をさせていただきます。

くらの大ホールや小ホールの利用形態は、大きく分けて3通りあります。

1つは、プロモーターがホールを借りて営利目的の興業を行うものです。2つ目は、指定管理者自らが事業費を投入して鑑賞イベントを行うものです。この2つは、実際に入場券を買って入られるお客さんにしては、全く違いはわかりません。そして3つ目は、市民の皆様が、入場料を徴収するかしないかにかかわらず非営利で市民イベントを行うものです。この形態は、3つの違いが非常に大差ないため、入場料を取るから営利であるとか、取らないから非営利であるとかといった判断はできません。入場料を取っても非営利のものもございまして、入場料を取らないでも営利のものもございまして。

そこで、くらの貸館料金は利用料金ですが、営利、非営利にかかわらず、入場料金に応じて段階的に高くなる設定としております。そうしましたところ、最近新たな問題が生じ始めました。

イベントに来られた方、いわゆるホールに入られた方からは入場料を取らないけれども、収益を上げる事業が行われ始めました。具体的には、デパートなどの小売事業者による商品の展示販売会などです。こういったものは、来られた来場者から直接入場料は取られませんが、実際に展示販売会で物を売って収益を上げておられます。そうしますと、営利的な活動として非常に収益を上げておられるのですが、入場料を取っていないというこ

とで、くらの貸館の利用料金としては最も安い価格帯でお貸しすることとなります。

くらの利用料金、貸館料金は、市民利用促進の観点から県内の類似施設よりも安価に設定をしております。そのため、現在の価格設定では、展示販売会などの収益事業の利用料金が特に他館より安価な設定となっているため、その利用が増えてきますと、ホールの利用倍率が高くなって、市民の方の利用に今後大きな影響が生じかねないものとなっております。

そこで、こういった入場料は取らないけれども、商品の広告、宣伝などに使う営利的利用については、入場料金を徴収した場合の最も高い料金と同額とするという改正をしまして、そういった営利目的の利用を制限することで市民の皆様の利用のためになるよう改正をするものでございます。

それから次に、資料の(2)番、練習室・稽古場兼大会議室の施設及び附属施設におきまして、1時間単位の利用料金を設定するという改正でございます。これにつきましても、資料にございませんが、詳細な説明をさせていただきます。

くらの3階に練習室・稽古場兼大会議室という、通常、サロンホールと呼んでおります少し大きな部屋がございます。発表会や100人程度の小さなコンサートの開催を目的として整備した施設でございます。ホールでの、いわゆるコンサート等を目的として整備した部屋ですので、この部屋の利用料金の形態は、1時間単位の貸館ではなく、午前、午後、夜間という区分単位の貸館にしております。

一方、くらには、ご存じのとおり、生涯学習系の会議室や研修室などの諸室がございます。市民の皆様の利用率が非常に高く、利用希望どおりの日時に利用できない場合もございます。その際、サロンホールが空いていましたら、会議や研修室などに使っていただくこともございます。

ただ、一般的な会議室は、その利用が概ね平均2時間程度であることから、1時間単位でお貸しすることにしておりますが、サロンホールは、先程申しましたとおり、コンサート系の利用が主と考えておりましたので、午前、午後、夜間の区分でしかお貸しすることができません。区分は、通常3～4時間単位ですので、2時間の会議で使っても3～4時間分の高い料金がかかることとなります。

そこで、今回の改正では、練習室・稽古場兼大会議室に1時間当たりの料金を設定をいたします。この改正により、サロンホールがコンサート等の利用をしない、空いているときに会議室として利用する場合、時間単位で借りることができるので、市民サービスが向上するものと考えております。

この施行期日は、平成30年4月1日としております。これは、利用料金の変更にはかなりの周知期間が必要であることから、貸館のルールが浸透するため3か月程度の周知期間を設け、4月1日からの申込から対象とするものでございます。

東広島芸術文化ホール設備使用料の設定に関するご説明は、以上でございます。

- 上田学校教育課次長兼教育総務課長：続きまして、平成29年度東広島市一般会計補正予算(第4号)教育委員会関係分につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の教育委員会関係分の補正額でございますが、歳入は609万6,000円の増額、歳出

は1億2,547万8,000円の増額をお願いするものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。議案の12ページでございます。

15款2項5目の「教育費国庫補助金」でございますが、学校施設環境改善交付金は、高屋中学校エレベーター設置工事に係る国庫補助金の交付決定による増額でございます。補正額は、532万6,000円でございます。

次に、19款1項2目の「基金繰入金」でございますが、スポーツ活動活性化事業に充当するため、スポーツ振興基金から繰り入れるものでございます。補正額は、217万円でございます。

次に、22款1項7目の「教育債」でございますが、高屋中学校エレベーター設置工事に係る国庫補助金の交付決定に併せて、中学校施設改修事業債を140万円減額するものでございます。

次に歳出でございますが、まず、全体に関わる補正といたしまして、人事異動に伴う給与の執行予定額の精査などにより、関係の費目に計上しております職員給与の補正を行っております。

それでは、費目ごとに職員給与以外のものについて、説明をさせていただきます。

10款1項3目の「教育推進費」部活動等助成事業でございますが、中国大会及び全国大会への出場校の増に伴い、派遣事業補助金を増額するものでございます。補正額は、514万9,000円でございます。

次に、10款2項1目の「学校管理費」でございますが、小学校一般管理事業は、光熱水費（需用費）の増額、また小学校施設管理事業は、修繕費を増額するものでございます。補正額は、合わせて3,678万1,000円でございます。

2項2目の「教育振興費」小学校就学援助事業でございますが、新入学学用品の単価改定と、報告第53号で説明がございました平成30年度新入学児童への入学前支給に伴い、1,301万1,000円増額するものでございます。

2項3目の「学校建設費」でございますが、小学校増改築事業は、八本松小学校グラウンド整備に係る経費を増額するものでございます。補正額は、2,000万円でございます。

10款3項1目の「学校管理費」中学校施設管理事業でございますが、修繕費を増額するものでございます。補正額は、1,700万円でございます。

3項2目の「教育振興費」中学校就学援助事業でございますが、2項2目、小学校就学援助事業と同様に、新入学学用品の単価改定及び平成30年度新入学生徒への入学前支給に伴い、1,880万2,000円増額するものでございます。

3項3目の「学校建設費」中学校施設改修事業でございますが、高屋中学校エレベーター設置工事につきまして、歳入補正でご説明いたしました国庫補助金の交付決定に伴い、財源更正を行うものでございます。

13ページをお願いいたします。

10款4項1目の「幼稚園費」幼稚園管理事業でございますが、修繕費（施設の経年劣化、大雨等による施設修繕料）を増額するものでございます。補正額は、40万円でございます。

10款5項3目「美術館費」美術館管理運営事業でございますが、新美術館の開館準備業務に係る備品購入費を増額するものでございます。補正額は、64万6千円でございます。

10款6項1目「保健体育総務費」スポーツ活動活性化事業でございますが、主にスポーツ振興奨励金に係る報償費及び（仮称）オリンピック実行委員会に係る負担金等を増額するものでございます。補正額は、391万1千円でございます。

6項2目「体育施設費」でございますが、スポーツ施設管理運営事業は、市民体育施設の利用者の安全確保を図るため、修繕料を増額するものでございます。補正額は、116万7千円でございます。

学校体育施設開放事業につきましては、学校プール監視員の報酬を減額するとともに、学校体育施設の利用者の利便性向上を図るため、備品購入費を増額するものでございます。補正額は、138万9千円の減額でございます。

続きまして、2の「繰越明許費」でございますが、10款2項の「小学校増改築事業」は、志和小中一貫校建築設計業務に係るものでございます。志和地域の小学校統合につきましては、地元調整中であり、現時点で事業着手に至っておりませんが、地元調整は継続的に進めておりまして、平成29年度中、或いは平成30年度当初にも地元合意が得られる可能性もございます。その場合、速やかに事業着手する必要があるため、平成29年度の予算額を全額繰り越すものでございます。

次に、3の「債務負担行為補正」でございますが、

教育委員会関係分は追加が8件、変更が1件でございます。

債務負担行為の追加の表の一番始めにございます八本松小学校グラウンド造成工事につきましては、Ⅲ期工事への早期着手に伴い前払分を歳出補正に計上しておりますが、今年度において契約を行うことから、平成30年度に係る額（60%分）、3,000万円の債務負担を設定するものでございます。

表の以下7件につきましては、それぞれの業務におきまして、2か年度での契約を予定しておりますことから、表に記載の期間及び限度額を新たに設定するものでございます。

次に、一番下の変更の表でございますが、埋蔵文化財調査重機類借料につきましては、開発の事前協議に伴い、遺跡の有無を確認するための試掘調査について既に債務負担を設定しておりますが、平成30年4月から受託発掘調査を実施する必要が生じたため、それに係る重機類を借りるための債務負担を増額（増額分は特財による）するものでございます。

14ページをお願いいたします。

4の「地方債補正」でございますが、歳入補正でご説明いたしましたように、高屋中学校エレベーター設置工事の財源として、地方債を活用する予定であります。国庫補助金の交付決定がありましたことから、義務教育施設整備事業の借入限度額を引き下げるものでございます。

平成29年度東広島市一般会計補正予算（第4号）教育委員会関係分の説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 津森教育長：多岐にわたる内容でございますが、ただいまの議案につきまして、ご意見、ご

質問があれば、お願いいたします。

よろしゅうございますか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。